

自立した生活のお手伝い



小林市 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

団塊の世代が75歳以上になる時代に向け、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で生活していけるよう地域全体で支えると共に、高齢者自身が持つ能力を最大限に活かして要介護状態にならないように予防していくため、小林市では平成29年度から総合事業を実施しています。

総合事業利用までの流れ

65歳以上の方で生活機能の低下から日常生活に困りごとのある方

お住まいの地域の地域包括支援センターに相談してください

小林市地域包括支援センター（小林地区・須木地区）：0984(25)0707

のじり地域包括支援センター（野尻地区・内山地区）：0984(44)2271

小林市西部地域包括支援センター（南西・北西・種子田）：0984(27)2552

身体、生活状況に応じてご案内

要介護認定申請のご案内

要介護1~5

要支援1・2

非該当

居宅介護支援事業所を決めケアプラン※を作成

介護予防支援地域包括支援センター等と介護予防ケアプランを作成

介護保険の介護サービスの利用が可能

介護保険の介護予防サービスの利用が可能

介護予防ケアマネジメント
通所サービスや訪問サービスを利用する場合は、地域包括支援センター等と介護予防ケアプランを作成

基本チェックリストの実施

生活機能の低下がある
事業対象者

自立した生活ができる

介護予防・日常生活支援総合事業

介護サービス

- 各種居宅サービス
- 各種施設サービス

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問入浴
- 訪問リハビリ
- 福祉用具
- 通所リハビリ
- 住宅改修
- 短期入所

介護予防・生活支援サービス事業

- 小林市訪問型サービス
- 小林市通所型サービス
- 小林市通所型サービスA
- 小林市短期集中予防サービス

一般介護予防事業

（地域の様々な資源を含む）

- 元気わくわく教室
- パワーステーション
- e-カフェ・サロン
- ご近所体操等

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象になります。

これからは、各種サービスの利用と併せて、趣味活動や、ボランティア活動、民間のサービス等も利用しながら、一人一人が住み慣れた地域でいきいきと生活できるようお手伝いします。

民間企業、NPO、社会福祉法人、ボランティア等多様な事業主体による支援

※ケアプランとは、状態を維持・改善するための計画書のことです。

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ① 要支援1・2の認定者
- ② 基本チェックリストにて、事業対象と判断された方

ケアプランの作成

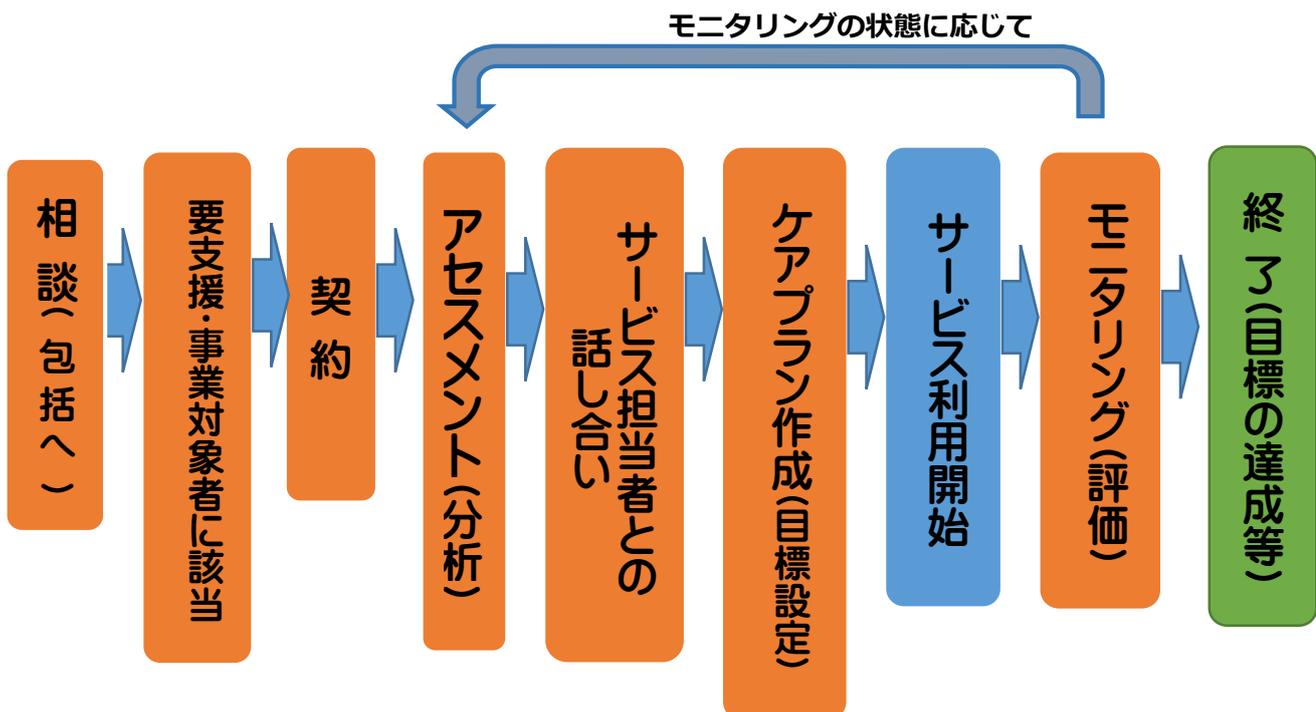
期間を区切ったの支援となります。

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、本人や家族への聞き取りの中からできなくなっていることの原因を一緒に探り、日常生活の維持・改善に向けた計画書(ケアプラン)を作成します。

ケアプラン作成の利用者負担はありません

介護予防ケアマネジメントの流れ



ケアマネジメントに際して大切にしていること

介護保険法（一部条文抜粋）

第1条（目的）

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う

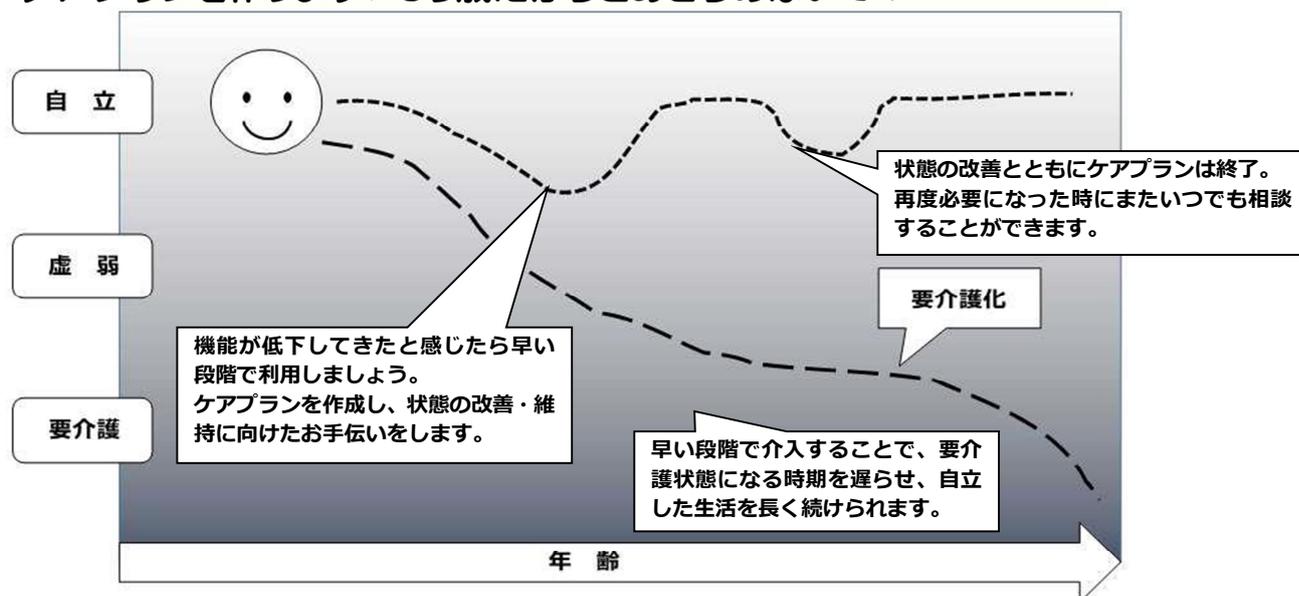
第2条（保険給付）

保険給付は、要介護状態または要支援状態の**軽減又は悪化の防止**に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

第4条（国民の努力義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより**維持向上に努める**ものとする。

ひとりひとりが、いつまでも地域の中でいきいきと生活できることを目標に、ケアプランを作ります。もう歳だからとあきらめないで！



状態を維持・改善する目標を達成するまでのお手伝いをします。サービスが終了しても、困った時にはまた相談することができます。

訪問して目標を達成するお手伝い

小林市訪問型サービス(ホームヘルプ)

自立した生活を送るため、生活の維持・改善を行います

利用者が自力では困難な行為について、必要に応じてホームヘルパーによる支援が受けられます。

●料金のめやす (負担割合 1割の場合)

| | 利用金額 |
|---------|-----------|
| 週1回程度利用 | 1,176 円/月 |
| 週2回程度利用 | 2,349 円/月 |

※サービスの種類や職員の人員体制によって負担額が変更になります。

通所して目標を達成するお手伝い

小林市通所型サービス(デイサービス)

自立した生活に向け身体機能の維持・改善を行います

通所介護施設(デイサービス)にて、生活機能の維持向上のための体操や食事・入浴などの日常生活の支援を受けることができます。(原則週1回)

●料金のめやす (負担割合 1割の場合)

| | 事業対象者・要支援1 | 事業対象者・要支援2 |
|-----------|------------|------------|
| 週1~2回程度利用 | 1,798円/月 | 3,621 円/月 |

| 栄養改善 | 口腔機能向上 | 生活機能向上グループ活動 |
|--------|---------|--------------|
| 200円/月 | 150 円/月 | 100 円/月 |

*サービスの種類や職員の人員体制によって負担額が変更になります。
また、食費・日常生活費は別途負担が必要です。

短時間通所して目標を達成するお手伝い

小林市通所型サービス・活動A

短時間集中的に身体機能の改善を行います

ストレッチ・有酸素運動(簡易な運動機器を用いた運動)を中心に、生活機能改善の取り組みを行います。時間は1時間から1時間30分です。

●料金のめやす (負担割合 **1割**の場合)

往復送迎を行った場合

| | |
|-----|----------|
| 週1回 | 308円 / 回 |
|-----|----------|

*日常生活費は別途負担が必要です。

短期集中的に目標を達成するお手伝い

小林市短期集中予防サービス

短期間集中的に専門職による課題改善を行います

訪問型サービス・活動C 栄養改善事業

栄養・食支援に関する目標を達成するため、管理栄養士が支援を行います。期間は最大3か月。時間は1時間程度。月に2回程度の訪問を短期間集中的に行います。

通所型サービス・活動C 運動機能向上事業

運動機能に関する目標を達成するため、リハビリテーション専門職が支援を行います。期間は最大3か月。時間は2時間程度。週に1から2回事業所へ通い、生活機能改善のための運動を短期間集中的に実施します(時間や頻度は状態により変わります)。

訪問型サービス・活動C 運動機能向上事業

運動機能に関する目標を達成するため、リハビリテーション専門職が支援を行います。期間は最大3か月。時間は1から2時間。週1から2回程度の訪問を短期間集中的に行います(時間や頻度は状態により変わります)。

●料金

| | |
|-----------|--------|
| 1クール(3か月) | 1,500円 |
|-----------|--------|

*短期集中事業はすべて同額です。

閉じこもりを予防し自立した生活を継続するお手伝い

送迎付き
一般介護予防事業

小林市元気わくわく教室

週1回、1時間30分から2時間の中で運動、認知機能、栄養、口腔機能に働きかけ、自立した生活を目指し、生活の維持・改善を行うために通う教室です。

●料金のめやす

| | | |
|------|-----|----------|
| 送迎付き | 週1回 | 500円 / 回 |
| 送迎なし | 週1回 | 400円 / 回 |

※ 施設により利用時間及び負担額が異なる場合があります。